

嘉麻市立中学校におけるいじめ重大事態に関する再調査報告書における嘉麻市いじめ問題調査委員会からの提言（再発防止策）取組状況

嘉麻市教育委員会学校教育課

何を	どこが	いつ	どのように	行ったか (チェック)
①嘉麻市立学校において、教職員個々人がいじめ疑いの認識を抱いていると報告があった事案についても「いじめ疑いの事案」として、全例月例報告に記載すること	各学校	月例報告時 (速報…毎月28日、 本提出…毎月7日)	市教委作成別途様式 R7. 4. 24 定例校長会にて周知 * 学校教育課作成のいじめチェックリストを活用し、いじめ対策委員会にて組織的な対応、取組を行っている。	☒
②いじめ疑いの事案として月例報告をした事案について、調査の結果、いじめと認知されるか、または、いじめではないと判断されるまで、教育委員会は当該学校に対し、毎月月例報告で経過報告を求めること	各学校	月例報告時 (速報…毎月28日、 本提出…毎月7日)	市教委作成別途様式 R7. 4. 24 定例校長会にて周知 * 月例提出時に確認を行っている。	☒
③友人関係に問題を抱えている生徒については、全ていじめ疑いがある生徒と扱い、月例報告で報告すること	各学校	月例報告時 (速報…毎月28日、 本提出…毎月7日)	市教委作成別途様式 R7. 4. 24 定例校長会にて周知 * 月例提出時に確認を行っている。	☒
④生活アンケート、Q-Uテスト、いじめアンケート及び保健室での相談のうち2つ以上で友人関係に問題を抱えていることが明らかになっている生徒については、いじめ疑いがある生徒と扱うこと	各学校	月例報告時 (速報…毎月28日、 本提出…毎月7日)	市教委作成別途様式 R674. 24 定例校長会にて周知 * 月例提出時に確認を行っている。	☒
⑤生徒一人一人が所有しているタブレットに、生徒が同級生、部活動の部員及び他校の生徒等から嫌な思いをさせられている場合に、そのことを伝えるメッセージをいつでも	市教委 学校教育課	令和 年 月 日 ()	1人一台端末(「カスタ」)のカスタネットのコンテンツ集にアップロード	☒

学校及び教育委員会以外の第三者組織へ送信できるシステムを導入することにより、第三者組織に報告できる仕組みを作ること			「福岡県主な相談窓口一覧」 ※外部とのアクセスの検討 * カスタのデスクトップ画面に外部の相談機関の一覧表を閲覧できるアイコンを全児童生徒のタブレット端末に設定している。児童生徒及び保護者へ周知済 * カスタを活用したアンケートの実施	
⑥いじめ・不登校問題対策委員会にスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーのうち一人を必ず入れるようにすること	各学校	年度当初 校務分掌組織づくり時	学校いじめ防止基本方針に明記 R7.5.9 教育指導計画書にて確認済 * いじめの相談について臨床心理の専門的な知見を活用している。	☒
⑦嘉麻市立学校において、被害者に対して、喧嘩両成敗的指導をしないという事項を校内いじめ防止基本方針において明記すること	各学校	年度当初 いじめに関する研修時	学校いじめ防止基本方針に明記 R7.5.9 教育指導計画書にて確認済 * 各学校のいじめ問題対策委員会等にていじめ対応時に確認をしている。	☒
⑧いじめに関しては、「解決」という言葉を用いず、「支援」という言葉を用いるよう徹底すること	各学校	随時	言葉の確認 学期末時に事案の確認調査 * 生徒指導担当者会 (5/16) にて確認済	☒

⑨校長が、入学式と始業式の校長の講話でいじめは、被害者１００パーセント、加害者０パーセントで対応すると全校生徒へ伝え、被害者を守りぬくというメッセージを全校生徒、保護者及び教職員へ伝達すること	各学校 (校長)	入学式と始業式	いじめに対するメッセージの伝達 R7. 4. 11～18 校長に確認済	☒
⑩生徒同士のトラブルが生徒指導委員会に持ち込まれた場合には、全ていじめ疑いの事案であるとして、生徒指導委員会ではなく、いじめ・不登校問題対策委員会として独立させるようにすること	各学校	事案発生時	いじめ・不登校問題対策委員会（仮称）の開催 R7. 5. 9 教育指導計画書にて確認 ＊いじめに関する協議については、事案発生時に、委員会にて協議を実施している。	☒
⑪いじめ発見時に加え、いじめの疑い、いじめ認知、その後の対応までの時点の詳細なチェックリストや流れ図等を作成して、教職員で活用すること	各学校	事案発生時	教職員間での情報共有 R7. 5. 9 教育指導計画書にて確認 ＊学校教育課作成のいじめ疑いチェックリストをいじめ問題対策委員会等で活用し、組織的な対応につなげている。	☒
⑫X中学校の学校いじめ防止基本方針に流れ図を記載すること	X中学校	年度当初	学校いじめ防止基本方針に明記 R7. 5. 9 教育指導計画書にて確認済	☒
⑬突発的にされた生徒指導を除き、事前に予定された生徒指導については、全て録音機において録音すべきこと	各学校	事案対応時	録音機の準備とデータ保存 R6 年度に全学校録音機配付済 →活用を確認済	☒

⑭嘉麻市立学校の校長について、教育委員会による人事評価のための定期面談において、教育委員会より、いじめ防止対策推進法及び福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市いじめ防止基本方針、校内のいじめ防止基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン記載の事項についての口頭試問を行う	市教委 学校教育課	人事評価のための面談時	口頭による試問の実施 R7. 5. 22 当初面談で実施済 ※R7. 10 月、R8. 1 月の面談時にも実施予定 *実施済。各学校ともに、いじめに対する意識（組織的な対応）が高まっている。	☒
⑮嘉麻市立学校の教職員について、校長が作成した、いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市いじめ防止基本方針及び校内のいじめ防止基本方針の内容に関する試験を1年に1度行う	各学校	毎年8月実施の教職員研修会后 ※1学期中に、法令及び方針等の研修会を行う。	いじめに係る法令及び方針等の試験の実施 R7. 6～8. 22 委員会作成の紙媒体による試験を実施済（各学校の実情に応じた実施）	☒
⑯いじめを受けた本人若しくはその保護者がその本人と一定の人的関係がある者からの影響で欠席していると訴えた場合であって、その欠席が3日以上継続している生徒の保護者に対して、学校より支援されていると感じるかを確認するため、毎月、支援されていると感じるかどうかについての評価を行ってもらい、その評価結果を教育委員会に提出し、市長及び教育委員会が参加する総合教育会議において、毎回の議題とすることで、その情報を共有すること	各学校	月例報告時 （速報…毎月28日、 本提出…毎月7日）	市教委作成別途様式 R7. 4. 24 定例校長会にて周知 *各学校より提出予定	☒
⑰発言に関するメモなどの記録を5年間保存すること、及びいじめ認知の段階から、保護者との電話での会話について、録音すること	各学校	事案発生時及び事後	録音機の準備とデータ保存 R6 年度内に全学校録音機配付済	☒
⑱教職員個人がいじめを受けた生徒やその保護者に対して自身の不適切な対応について謝罪をしなかったとして	各学校 （校長）	事案発生時	家庭訪問等での実施 学期末時に事案の確認調査 *管理職が、特に話し合いなど	☒

も、管理職である校長が教職員に代わって謝罪を行うこと			においてこじれそうな場面では、校長が自らその対応における説明やいじめ解消に向けた陣頭指揮を執るようにしている。	
⑱嘉麻市において、児童生徒のいじめに関する施策に特化した寝屋川市監察課と同様の部署を設置し、その部署において、いじめ問題について相談を受け付ける窓口を設置すること	市長部局			☐
⑳嘉麻市立学校の教職員に本再調査報告書を周知し、校内のいじめに関する研修で本再調査報告書を用いること	各学校	いじめに特化した研修会時	再調査報告書の指摘箇所と自校の取組（対応）の確認 「いじめに特化した研修会の計画は、R7. 5. 9 教育指導計画書にて確認 ※年度末に確認予定	☒
㉑毎回の総合教育会議において提言の履行状況を確認すること	市教委 学校教育課	総合教育会議時	本取組状況の集約と取りまとめの結果報告 R6. 5. 7 報告 ※R7. 11. 11 報告予定	※ ☒

※口については、日時（回数）の記録を取っておくこと。